

いじめなどの解決を目指す新たな機関
子どもアシストセンターを開設

相談に応じるほか、関係改善のために当事者への働き掛けを行います

いじめなどのさまざまな子どもの悩みに対応し、子どもを権利の侵害から救済する「子どもアシストセンター」を、四月一日(水)に開設します。

このセンターは、子どもの相談に応じるほか、相談で解決しない場合には、申し立てにより当事者の関係が改善するよう働き掛けを行うなどして、問題の解決を目指すもの。今回施行される、「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、子どもの権利救済機関として新たに開設します。

子どもの相談だけでなく、子どものもので悩む大人の相談にも対応しますので、ぜひご利用ください。

【詳細】子どもの権利救済事務局 ☎(211)2946



4/1(水)から開設

子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

1 子どもと一緒に考えます

悩みを解決する最も良い方法を一緒に考え、子どもが自分の力で困難を乗り越えられるよう支援します。

2 関係改善を働き掛けます

子どもや人権についての専門家が、申し立てによる調査に基づき、行政から独立した立場で、関係改善の働き掛けや勧告を行います。

こんな悩みに対応します

- 仲間外れにされている
- いじめられている友達を助けたい
- 親や先生とうまくいかない

そのほかにも、
困った事、
心配な事など、
何でも相談できます



■ 利用案内

開設時間 月曜～金曜午前10時～午後8時、土曜は午後3時まで
閉館日 日曜、祝・休日、年末年始
所在地 中央区南1東1
大通バスセンタービル1号館6階

相談方法

面談や電話のほか、Eメール、ホームページで相談できます
面談 子どもアシストセンターに直接
電話 子どもは☎0120-66-3783、大人は☎211-3783
Eメール assist@city.sapporo.jp
ホームページ www.city.sapporo.jp/kodomo/assist
※メール、ホームページからの相談は返信に時間がかかることがあります

家庭ごみの新しい出し方について
の説明会を開催

7月からの家庭ごみ有料化に合わせて実施します

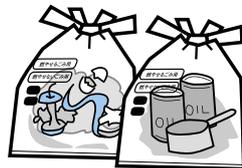
家庭から出る「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」が、七月一日(水)から有料になり、それに合わせて、ごみの分け方・出し方も変更となります。市は、新しいごみのルールについての説明会を区民センターで開催します。ぜひ、ご参加ください。

【詳細】環境事業部企画課 ☎(211)2912

会場：区民センター		開催日	
区	所在地	平日	土・日曜、休日
中央	中央区南2西10	5/8 (金)	5/24(日)
北	北区北25西6	5/13(水)	5/9 (土)
東	東区北11東7	5/14(木)	5/6 (休)
白石	白石区本郷通3北	5/29(金)	5/10(日)
厚別	厚別区厚別中央1の5	5/18(月)	5/23(土)
豊平	豊平区平岸6の10	5/19(火)	5/31(日)
清田	清田区清田1の2	5/1 (金)	5/30(土)
南	南区真駒内幸町2	5/15(金)	4/26(日)
西	西区琴似2の7	5/11(月)	5/17(日)
手稲	手稲区前田1の11	4/30(木)	5/16(土)

開催時間
①午前10時～11時30分
②午後1時～2時30分
③午後4時～5時30分
④午後7時～8時30分
土・日曜、休日の②④の回は、手話通訳あり

申込 不要。直接会場へお越しください



有料の指定袋は6月から販売。袋の色は黄色です